

# 表現の自由と多文化社会



【基調報告】：志田 陽子 氏

・憲法 21 条は、「一切の表現は、これを保障する」と定めています。学術や芸術のジャンルの表現も、当然、この「一切の表現」の中に入ります。この権利は、もっとも手厚く保障されるべき権利と考えられているのです。

・「表現の自由」は、罰などの不利益があるとすぐに萎縮してしまう弱い権利なので、とくにその自由を手厚く保障して支える必要があります。

・「表現の自由」は、本来、公権力からの自由、つまり一般人が自発的に自由に行っている表現に「公」が関与することに対して「No」という権利です。

(志田陽子氏 HP：2020.07.20 Mon)

「捏造」という言葉の重さについて—批判の自由か《排除》かより抜粋)

## 志田 陽子 氏 プロフィール

- ・武蔵野美術大学 造形学部 教授
- ・所属学会  
公法学会、憲法理論研究会  
国際人権法学会  
全国憲法研究会
- ・社会活動  
AV 人権倫理機構  
日本ペンクラブ会員  
自由人権協会会員  
日本科学者会議会員  
日本女性法律家協会



### 【著書】

- ・『「表現の自由」の明日へ 一人ひとりのために、共存社会のために』（大月書店）
- ・『表現者のための憲法入門』（武蔵野美術大学出版社）
- ・『映画で学ぶ憲法』（編著）（法律文化社）

## ●【パネリスト】

- ①泰井 良 氏 (美術史家)  
「文化・芸術における都道府県の役割～あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」を事例として～」
- ②福島 みのり 氏 (常葉大学 准教授)  
『「82 年生まれ、キム・ジョン」がもたらした自由な表現の力」
- コーディネータ：中澤 秀一 氏  
(静岡県立大学短期大学部 准教授)

これからの企画

### ◆第 156 回定例研究会

日時：4 月 15 日 (木) 午後 6:30～

場所：国労会館会議室&ZOOM

「強い地元企業の人事戦略に迫る」

鈴木 章浩 氏 (常葉大学)

・日時：3 月 27 日 (土)

午後 1 時 30 分～4 時 30 分

・場所：オンライン (ZOOM) 及び  
静岡労政会館 展示室

静岡市葵区黒金町 5-1 TEL 054-221-6280

(静岡駅北口から西へ徒歩 7 分)

・会費：無料

(ZOOM 参加の方は 3 月 24 日までに  
下記メールに連絡ください)

E-mail: [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp)

主催：静岡県労働研究所

※連絡先 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階 (静岡県評内)

静岡県労働研究所

TEL 054-287-1293

FAX 054-286-7973

E-mail: [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp)

HP <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>